

■現状と課題

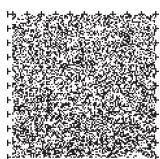
- 障がいのある人本人の意向を尊重した地域での生活を促進するため、地域移行への支援が必要です。
- 身近な所で気軽に相談できる窓口から専門的な相談に対応する窓口まで、各機関が連携した相談支援体制の充実が求められています。また、各種福祉サービスの紹介や相談業務を円滑に行うため、福祉・保健・医療・教育の連携をより一層充実する必要があります。さらに、障がいのある人やその家族が、自らの経験を踏まえて相談や支援にあたるなど、当事者によるピアカウンセリング※¹³や、家族会による自主的な活動等の推進を図る必要があります。
- 子どもの障がいを早期に発見し、障がいのある子どもが住み慣れた地域で暮らしながら、専門的な療育を身近なところで受けられる体制の充実が求められています。また、障がいの重度・多様化に伴い、子どもの発達状況の把握や機能訓練等について、医療・福祉関係機関等との連携を強化する必要があります。さらに、障がいのある子どもの放課後や夏休み等長期休業中の健全育成と、養育する家族等への支援制度の充実が求められています。
- 利用者本位の福祉サービスへの移行に伴い、障がいのある人の自己選択・自己決定に必要な情報を適切に提供し、利用者の利益の保護が求められています。また、障がいのある人が安心して暮らせるように、人権と権利を擁護するための制度を身近なものとして周知し、普及する必要があります。
- 在宅福祉サービスについて、障がいのある人のニーズに応じたサービス提供体制の整備が必要です。
- 障がい者手帳交付状況の推移から、今後も、精神障がい者は増加する傾向にあり、精神障がい者への理解促進をはじめとした精神障がい者福祉施策をさらに充実していく必要があります。また、家族・地域・医療機関・行政のそれぞれの立場において、受入の条件が整えば退院可能とされる精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するための理解と支援が求められています。さらに、精神障がい者の在宅生活と社会参加・社会復帰を支援するうえで、保健福祉サービスや交流の場の充実を図る必要があります。
- 行政や社会福祉施設等の職員の確保や資質の向上に加え、障がいのある人の地域生活と社会参加を促進するうえで、在宅生活や社会活動を支援する幅広い人材の養成と確保が必要です。

■施策の方向性

1 施設等入所から地域生活への移行支援

- ・施設等入所から地域生活への移行を支援します。
- ・地域生活を送るための準備や移行後の生活における支援を行い、地域定着を図ります。

※13「ピアカウンセリング」…障がいのある人が自らの経験に基づいて、障がいのある人からの相談に応じ、問題解決のための支援を行うこと。



2 相談・支援体制の充実

- ・住み慣れた家や地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ります。
- ・福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、障がいのある人へのケアマネジメント※14を行うとともに、サービス事業者による相談支援事業を充実します。

3 障がい児支援の充実

- ・子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行います。特に、発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図ることとし、子ども発達支援センターを中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など子どもの成長段階に応じた一貫した療育体制の確立に努めます。
- ・保護者の介護負担の軽減を図るための支援を充実します。

4 障がい者の権利擁護

- ・障がいのある人が安心した日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援に努めます。
- ・障害者権利条約を踏まえ、障がいのある人への合理的配慮の重要性について周知に努めます。

5 在宅福祉サービスの充実

- ・熊本市障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。
- ・障害者総合支援法に基づく福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施します。

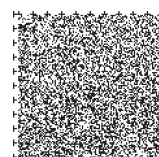
6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図ります。

7 福祉に携わる人材の養成

障がいのある人の在宅生活や社会参加を支援するため、福祉に携わる人材の確保と、資質の向上に努めます。

※14「ケアマネジメント」…相談者の心身の状態や生活背景、ニーズなどを踏まえ、必要な福祉サービスや医療等につなぐ支援の手法



■具体的な取り組み

2-1 施設等入所から地域生活への移行促進

① 住まいのバリアフリー化

住み慣れた家での生活が継続できるように、住宅改造費を一部助成して住宅のバリアフリー化を支援します。

② 生活型施設の利用促進

地域で自立した生活が送れるように、居宅と施設の中間的施設である、グループホームの利用を促進します。

③ 施設の有効活用

施設が持つ機能を有効に活用して、就労、療育、相談等への支援体制の充実を図ります。さらに、地域に開かれた身近な交流スペースとしての活用を促進します。

④ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化のあり方について検討を行い、必要な機能の整備に取り組みます。

⑤ 地域生活への移行支援

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。

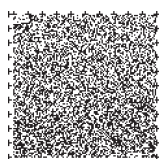
また、指定一般相談支援事業所において、障害者支援施設等及び精神科病院に入所又は入院している者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対し、住居の確保や相談等を行います。

2-2 相談・支援体制の充実

① 相談支援事業の充実

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の体制の整備と機能の充実を促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。なお、基幹相談支援センターについては、課題の整理や、設置の要否について検討を行います。

さらに、触法障がい者に関する相談など、対応に専門性が必要な事例について、相談支援事業所や関係機関が情報交換を行う機会を設けます。



② 計画相談支援の拡充

障害福祉サービス等を利用する障がいのある人に、サービス等利用計画を作成することにより、その方が抱える課題を把握し、適切なサービスの提供につながるよう支援を行います。

③ 児童相談所による相談支援

18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。また、子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。

④ 発達障がい者支援センターによる相談支援

発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。

⑤ 熊本市障がい者自立支援協議会

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、様々な福祉サービス等を適切に結びつけて調整し、社会資源の開発・改善を行う相談支援事業を充実させることが重要であることから、その中核的役割を果たす「熊本市障がい者自立支援協議会」の運営の活性化を図ります。

⑥ 家族会・当事者会の活動支援

障がいのある人やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことにより、当事者の課題が解決できるよう、各家族会・患者会と連携し、その活動の支援を図ります。

⑦ ピアサポーター等の活動支援

障がいのある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、ピアサポーター等の活動を支援します。

2-3 障がい児支援の充実

① 相談・支援の充実

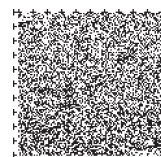
障がいを早期に発見し、適切な相談・支援体制を強化します。

② 障がい児保育の充実

専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育園等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、園への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図り、保育園等での障がいのある子どもの受入れを促進します。

③ 家族支援の充実

家族の介護負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスや短期入所、日中一時支援事業、放課後児童クラブ（児童育成クラブ）などの充実に努めます。また、家族の障がい受容への支援に取り組みます。



④ 子ども発達支援センターによる支援

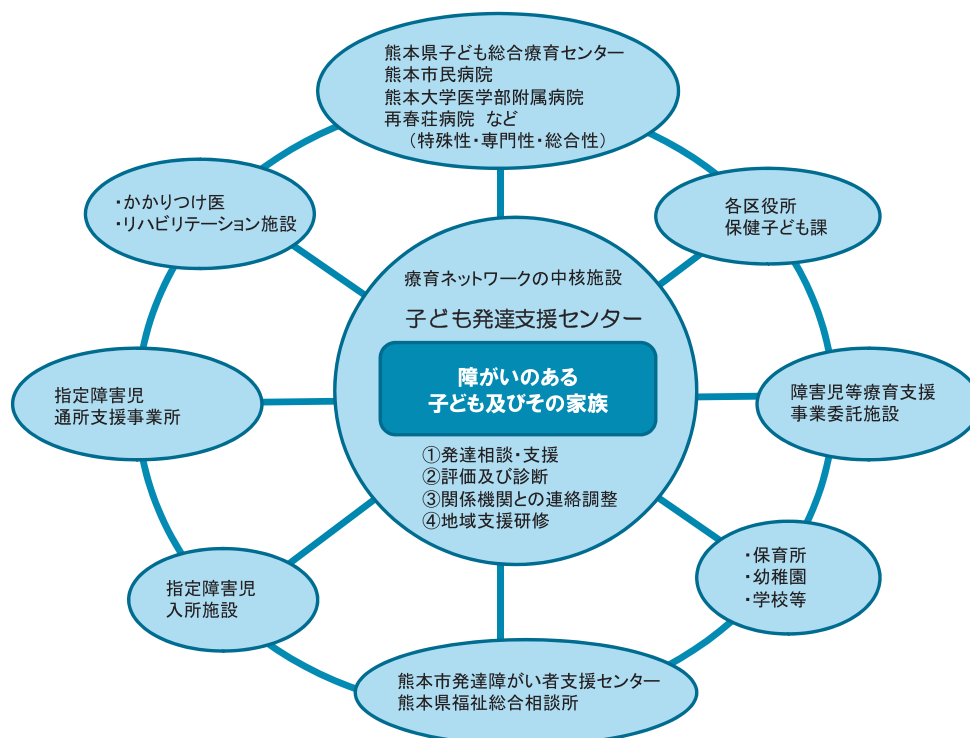
障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育園、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。

診断告知を求められた場合には、細心の配慮を行い、円滑な社会生活を促進する支援、二次障がい※15を起こさないようにする支援に努めます。

⑤ 地域療育体制の整備

地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めます。さらに、障害児等療育支援事業や「子ども発達支援センター」の活用により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。

■熊本市における療育に関する概念図■



⑥ 障がい児支援に関するサービスの充実

障がいのある子どもが早い段階から身近な地域で必要な療育が受けられるよう、療育や訓練を行う障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）等、サービスの拡充を図ります。

また、年齢が進んだ後、障がいを事由に支援が必要になった児童生徒に対しても同様に、一人ひとりのニーズにあった支援が受けられるようサービスの拡充を図ります。

※15「二次障がい」…一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下、周囲の障がいへの理解が十分ではないことで、本来抱えている困難とは別の二次的な情緒や行動の問題が現れること。

① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分でない障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の周知・普及を図ります。

② 権利保護に対する支援（成年後見制度）

障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度の利用支援が必要な方の申立手続き等の支援を行います。また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見事業の実施体制の整備や市民後見人の育成に取り組みます。

③ 苦情解決体制の整備

障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。さらに、当事者やNPO等の第三者が苦情解決に参画できる仕組みづくりを検討します。

④ 情報開示の適切な運用指導

開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択するうえで役に立つ情報が適切に開示されるよう事業者の指導を徹底します。

⑤ 福祉サービスの第三者評価

事業者が提供するサービスの質を、一定の基準に基づき客観的に評価し、結果を分かりやすく情報提供する、第三者機関による評価制度について実施を指導します。

⑥ 身体障がい者及び知的障がい者相談員

障がいのある人が障がいのある人の生活全般や、福祉サービス利用などについての相談支援を行います。さらに、精神障がい者の相談にも対応できるように、精神保健福祉士による相談体制の整備に取り組みます。

⑦ 民生委員・児童委員

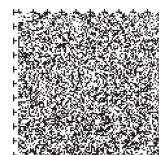
地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

⑧ 虐待防止に関する取り組み

「熊本市障がい者虐待防止センター」を窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付けや、虐待に関する啓発活動を行うなど、市として障がい者虐待の防止とその解消を図ります。また、「熊本市障がい者虐待防止連絡会議」において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。

⑨ 障がいを理由とする差別の解消

障害者差別解消法の施行に向け、熊本県の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」も踏まえ、市として必要な取り組みを検討し、その推進を図ります。また、法の趣旨・目的等について市民への周知を図ります。



① 訪問系サービスの拡充

在宅における介護のニーズは年々増加する傾向にあります。様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の質と量を確保します。

② 日中活動系サービスの拡充

障がい者一人ひとりが、障がいの種類・程度に応じて、必要な日中活動を行うことができるよう、生活介護、療養介護、短期入所の日中の介護サービスや、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の自立に向けたサービスの拡充を図ります。

③ 移動支援の拡充

地域生活支援事業として、全身性の障がいや知的障がい、精神障がいのある人及び難病患者等が社会参加等のために外出を必要とする場合に、外出支援を行います。

④ 訪問入浴サービス

地域生活支援事業として、入浴が困難な重度の障がいのある人の家庭に移動入浴車を派遣し、在宅介護を支援します。

⑤ 日中一時支援事業

地域生活支援事業として、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がいのある人に対して日中における活動の場を提供します。

⑥ 熊本市障害者福祉センター（希望荘）

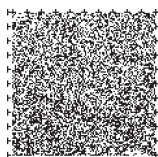
障がいのある人のための相談や趣味・学習講座、地域との交流行事等について、今後も障がいのある人や地域住民と連携して各種事業の企画を行い、事業内容の充実を図ります。また、地域活動支援センターⅡ型として訓練や入浴のサービスを提供します。

⑦ 地域活動支援センター事業（Ⅰ型）

地域の障がいのある人の相互及び社会交流を促すことで、社会参加・社会復帰への支援に努めます。



熊本市障害者福祉センター希望荘
（中央区大江）



2-6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

① 精神障がいについての理解の普及

精神障がいについての偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及を図ります。

② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充

発達障がいや、高次脳機能障がいなども含めた精神障がい者に対し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、制度の周知を行い、適切な利用を促進します。

③ 当事者交流・活動の支援

精神障がい者の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の育成や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。

④ 家族の支援

家族教室や訪問活動等を通して、家族全体への支援を実施します。

2-7 福祉に携わる人材の養成

① 日常生活を支援する人材の養成

平成25年度から障がいのある人の範囲に加わった難病患者等への支援に取り組むため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を行います。

② 社会参加等を支援する人材の養成

障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、スポーツや文化活動等の指導者や支援者の養成を行います。

③ 福祉に携わる職員の資質の向上

行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。



障がい者サポーター制度に
関する職員研修

